

Q&A

久喜市がん患者ウィッグ等購入費助成事業 Q&A

質問	回答
助成対象者とは	がん治療の副作用により、脱毛が生じウィッグ等を購入した方になります。
どのようなものが対象となりますか	以下のものが対象になります。 ・ウィッグ ・頭皮保護用ネット ・帽子 ただし、1年以内に購入したものに限りません。
助成金額はいくらですか	助成金額は、消費税を含み上限1万円となります。
助成の回数は何回ですか	1人につき、1回限りです。 助成金額が1万円未満であっても、1回限りになります。
助成は、1人1つですか	1万円未満のものを複数購入した場合は、購入日から申請日までが1年以内であれば、合算して申請することができます。
ウィッグは医療用のみに限りますか	がんで治療をされており、副作用で脱毛を補正するためのウィッグや帽子であれば、医療用でなくても対象となります。
例えば、ウィッグをレンタルする場合は、レンタル料も助成されますか	あくまでも購入した方に助成する制度ですので、レンタルの場合は、対象になりません。
インターネットで購入したのですが、送料もとられました。送料も助成金に含んで良いですか	送料は、助成金に含まれません。 対象経費は、ウィッグ、頭皮保護用ネット、帽子になります。 それ以外の付属品や専用のシャンプーなども含みません。
ポイントを利用して購入した場合は助成対象になりますか	ポイントを利用した場合には、ポイント分は助成対象外とさせていただきます。
がんの治療をこれから受ける予定ですが、申請をすることができますか	脱毛などが想定され抗がん剤治療を受ける予定であることがわかる書類及びウィッグを購入した領収書（対象者または申請者氏名、購入日、購入金額、品目、購入先が明記されたもの）等を提出することができれば申請可能です。

<p>未成年者の代理の者が申請する場合はどうすればよいですか</p>	<p>代理申請される方の本人確認書類（運転免許証等）をご提示ください。</p>
<p>親の申請をしたい場合は</p>	<p>委任状を記載していただきます。併せて申請される方の本人確認書類をご提示ください。</p>
<p>成年後見人が申請をしたいと考えていますが、その場合どうしたらよいですか</p>	<p>成年後見人とわかる書類（登記事項証明書又は審判所謄本と確定証明書）をご提示ください。</p>
<p>申請の際、必要なものは何ですか</p>	<p>がんであることがわかるもの、それに伴う治療がわかるもの（例えば診断書、医師からの病状説明書、治療方針計画書、お薬手帳など） また、購入したウィッグ等の領収書（対象者または申請者氏名、購入日、金額、品目、購入先が明記されているもの）等明細がわかるもの 振込先の銀行名、店番、口座番号等、振込先がわかる通帳のコピー、印鑑などになります。</p>
<p>いつまでに申請すればよいですか</p>	<p>購入後 1 年以内に申請してください。</p>